第71号議案

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の 一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正

別表第1事務局における共通事項の表 18 の部中8 の項を削り、9 の項を8 の項とし、10 の項から 22 の項までを1 ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年(2022年) 3月23日 3月定例教育委員会 第71号議案関係資料

「滋賀県教育委員会事務専決規程」の一部改正について

1 改正の理由

・令和4年4月1日から、教育委員会事務局各課(本庁所属に限る)における 給与および旅費の支給その他総務事務の一部を総務事務・厚生課に移管することとなった。

上記移管事務の中に、児童手当の支給に関する事務があり、当該事務は規則にて知事から教育委員会に委任され現在の権限は教育委員会にあるが、教育委員会事務局の総務事務集中化により委任を受けていた事務を知事の権限に戻すため必要な改正を行う。

2 主な改正内容

・事務局における共通専決事項の「18組織および人事管理に関する事務」のうち、「8 職員の児童手当の受給資格および児童手当額の認定ならびに児童手当額の改定」を削除(別表第1関係)

3 施行日

· 令和 4 年 4 月 1 日

滋賀県教育委員会事務専決規程新旧対照表

					VIVII 2 X A 1	F/为 子/人, 从 任 利 旧 八 宗 女											
		旧						新									
第1条~第	510条 省略							1	第1条~第	310条	: 省略						
別表第1	事務局における共通専	厚決事 「	頁					別表第1 事務局における共通専決事項									
事務の種	事項	合議	専	専犯	専決する者 摘要				事務の種		事項	合議	合議 専 専決する者			摘要	
類		先	決	教	課	係			類			先	決	教	課	係	
			で	育	長	長							で	育	長	長	
			き	次									き	次			
			な	長									な	長			
			V										V V				
			事										事				
			項										項				
(省略)									(省略)								
18 組織	1~7 省略							-	18 組織	$1 \sim 7$	省略						
および	8 職員の児童手当の					0	総括補佐が置か		および	(削	除)_						
人事管	受給資格および児						れる場合にあっ		人事管								
理に関	童手当額の認定な						ては、総括補佐		理に関								
する事	らびに児童手当額						の専決とする。		する事								
務	<u>の改定</u>								務								
	9 職員の給与の支給					0	総括補佐が置か			<u>8</u> 耶	競員の給与の支給					\circ	総括補佐が置か
	に関する諸報告						れる場合にあっ			に	関する諸報告						れる場合にあっ
							ては、総括補佐										ては、総括補佐

				の専決とする。
10 職員の旅行の命 令				
(1) 教育長に係るも の	0			
(2) 教育次長に係る もの	0			
(3) 事務局の課長職 (課長および主席 参事(教育委員会訓 令により設置され る室に置かれる室 長を兼ねる場合に 限る。))に係るも		0		
(4) 事務局のその他 の職員に係るもの			0	
11 教育機関の長の 県外旅行および外 国旅行の承認		0		
<u>12</u> 証人等の旅行の 依頼			0	
13 職員の時間外勤				

				の専決とする。
9 職員の旅行の命令				
(1) 教育長に係るも	0			
(2) 教育次長に係る	0			
(3) 事務局の課長職 (課長および主席 参事(教育委員会訓 令により設置され る室に置かれる室 長を兼ねる場合に 限る。))に係るも の		0		
(4) 事務局のその他 の職員に係るもの			0	
10 教育機関の長の 県外旅行および外 国旅行の承認		0		
<u>11</u> 証人等の旅行の依 頼			0	
12 職員の時間外勤務				

務および休日勤務の					および休日勤務の命				
命令					令				
(1) 教育次長に係る	0				(1) 教育次長に係る	0			
もの					もの				
(2) 事務局の課長職		0			(2) 事務局の課長職		\circ		
(課長および主席参					(課長および主席参				
事に限る。)に係るも					事に限る。)に係るも				
Ø					Ø				
(3) 事務局のその他			\circ		(3) 事務局のその他			0	
の職員に係るもの					の職員に係るもの				
14 職員の年次有給					13 職員の年次有給				
休暇の届出の受理					休暇の届出の受理				
および時季変更権					および時季変更権				
の行使、特別休暇、					の行使、特別休暇、				
職務に専念する義					職務に専念する義				
務の免除 (職務に専					務の免除 (職務に専				
念する義務の特例					念する義務の特例				
に関する条例 (昭和					に関する条例 (昭和				
26年滋賀県条例第1					26年滋賀県条例第1				
6号)第2条第2号の					6号)第2条第2号の				
規定に係るものお					規定に係るものお				
よび同条第3号の規					よび同条第3号の規				
定に係るもののう		1			定に係るもののう				

ち勤務軽減措置に							ち勤務軽減措置に					
関するものに限							関するものに限					
る。) その他服務の							る。) その他服務の					
承認							承認					
(1) 教育長および教	0					(1) 教育長および教	\supset				
育機関の長に係る							育機関の長に係る					
もの							もの					
(2) 教育次長に係る	0					(2	2) 教育次長に係る	\supset				
もの							もの					
(3) 事務局の課長職		0				(3	3) 事務局の課長職		0			
(課長および主席参							(課長および主席参					
事に限る。)に係るも						事	写に限る。) に係るも					
<i>O</i>						0.)					
(4) 事務局のその他			0			(4	1) 事務局のその他			0		
の職員に係るもの						0)職員に係るもの					
15 地方公務員の育			0			14	4 地方公務員の育			0		
児休業等に関する法						児	2休業等に関する法					
律(平成3年法律第11						律	建(平成3年法律第11					
0号。以下「育休法」						0-	号。以下「育休法」					
という。) 第19条の規						ع	: いう。) 第19条の規					
定に基づく職員の部						定	どに基づく職員の部					
分休業の承認および						分	分休業の承認および					
承認の失効等に係る						承	(認の失効等に係る					

措置				
16 職員の特別休暇			0	
の承認報告				
17 職員の表彰に係		0		
る内申の決定				
<u>18</u> 職員の長期(おお	\circ			
むね20日以上のもの。				
ただし、教育公務員特				
例法(昭和24年法律第				
1号。以下「教特法」				
という。) の規定に基				
づくものを除く。)の				
研修派遣の決定				
<u>19</u> 職場研修の実施			\circ	
および推進				
<u>20</u> その他職員の人		0		
事、給与、服務、研修				
および福利厚生に関				
する内申、申請・届等				
<u>21</u> 公用自動車の使			0	
用承認				
<u>22</u> 職員の兼職承認				
の副申				

措置				
15 職員の特別休暇			0	
の承認報告				
<u>16</u> 職員の表彰に係		0		
る内申の決定				
<u>17</u> 職員の長期(おお	0			
むね20目以上のもの。				
ただし、教育公務員特				
例法(昭和24年法律第				
1号。以下「教特法」				
という。) の規定に基				
づくものを除く。) の				
研修派遣の決定				
18 職場研修の実施			0	
および推進				
<u>19</u> その他職員の人		0		
事、給与、服務、研修				
および福利厚生に関				
する内申、申請・届等				
20 公用自動車の使			0	
用承認				
21 職員の兼職承認				
の副申				

7 教育財産の4日以	0					7 教育財産の4日以	(
上の使用または異						上の使用または異				
例に属する使用の						例に属する使用の				
許可(第15条第3項)						許可(第15条第3項)				
8 3から7までのうち		0				8 3から7までのうち				
軽易なもの						軽易なもの				
2 知事への報告 (滋		0	教	有総務課		2 知事への報告(滋			0	教育総務課
賀県再就職者によ			教	(職員課		賀県再就職者によ				教職員課
る依頼等の規制等						る依頼等の規制等				
に関する条例(平成						に関する条例 (平成				
28年滋賀県条例第1						28年滋賀県条例第1				
7号)第4条						7号)第4条				
以下 省略	以下 省略					`略	·	·		

職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則新旧対照表

IΒ		新	
省略		省略	
別表		別表	
人事委員会事務局の職員	人事委員会事務局	人事委員会事務局の職員	人事委員会事務局
	長		長
監査委員事務局の職員	監査委員事務局長	監査委員事務局の職員	監査委員事務局長
企業庁の職員	企業庁長	企業庁の職員	企業庁長
病院事業庁の職員	病院事業庁長	病院事業庁の職員	病院事業庁長
教育委員会事務局の職員および県立学校の教職員なら	教育委員会	学校以外の教育機関の職員および県立学校の教職員な	教育委員会
びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第13		らびに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第1	
5号)第1条に規定する職員		35号)第1条に規定する職員	
地方警察職員	警察本部長	地方警察職員	警察本部長